

委託業務処理要領

第1 趣旨

この要領は、令和5年度サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録審査・相談等業務一式（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務

委託業務は次のとおりとする。

1 サービス付き高齢者向け住宅の登録審査に係る業務（更新を含む）

(1) 登録手続に関する審査業務について

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）第5条に基づき提出された申請書の必要事項の記入、必要な添付書類の有無、北海道収入証紙ちよう付用紙への申請手数料の貼付額等について確認する。

イ 申請内容について高齢者住まい法第7条第1項への適合確認を行うとともに、適合確認が不明な内容等については、申請者と連絡調整を行い確認する。

ウ 上記ア及びイまでの対応後、申請書等一式を北海道に提出する。

エ 高齢者住まい法第7条及び第8条に基づき、北海道が登録に係る処分を行い、通知書を作成したときは、申請者や市町村等に通知書を送付する。

(2) 変更登録に関する審査業務について（住宅の戸数の追加に係る変更に限る）

ア 高齢者住まい法第9条に基づき届け出された届出書の必要事項の記入、必要な添付書類の有無、北海道収入証紙ちよう付用紙への申請手数料の貼付額等について確認する。

イ 届出内容について高齢者住まい法第7条第1項への適合確認を行うとともに、適合確認が不明な内容等については、届出者と連絡調整を行い確認する。

ウ 上記アからイまでの対応後、届出書等一式を北海道に提出する。

エ 高齢者住まい法第9条に基づき、北海道が変更登録に係る処分を行い、通知書を作成したときは、市町村等に通知書を送付する。

2 サービス付き高齢者向け住宅に関する相談等業務

(1) サービス付き高齢者向け住宅に関する相談について

サービス付き高齢者向け住宅に関する相談について、電話等での受付及び回答などの窓口業務を行う。

(2) 登録更新の案内に関する業務について

更新期限3ヶ月前のサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対して、更新の案内文書を送付するとともに、更新期限が1ヶ月前の事業に対しては、電話での案内を行う。

(3) 変更登録に関する審査業務について

ア 高齢者住まい法第9条に基づき届け出された届出書の必要事項の記入、必要な添付書類の有無について確認する。

イ 届出内容について高齢者住まい法第7条第1項への適合確認を行うとともに、適合確認が不明な内容等については、届出者と連絡調整を行い確認する。

ウ 上記アからイまでの対応後、届出書等一式を北海道に提出する。

エ 高齢者住まい法第9条に基づき、北海道が変更登録に係る処分を行い、通知書を作成したときは、市町村等に通知書を送付する。

(4) 廃業等の届け出に関する業務について

ア 高齢者住まい法第12条に基づき届け出された届出書の必要事項の記入について確認する。

イ 上記の対応後、届出書を北海道に提出する。

ウ 高齢者住まい法第12条に基づき、北海道が廃止に係る処分を行い、通知書を作成したときは、市町村等に通知書を送付する。

(5) 登録抹消手続きに関する業務について

高齢者住まい法第13条に基づき、北海道が、登録抹消に係る処分を行い、通知書を作成したときは、市町村等に通知書を送付する。

第3 業務の処理

第2の1(1)ア及び(2)アに関し、北海道収入証紙ちょう付用紙については、特に取り扱いに注意し受託者が一時的に保管する必要がある場合は、鍵のかかる扉のついた収納に保管することとする。

第4 委託業務処理状況報告書及び実績報告書

契約書第10条第1項に定める委託業務処理状況報告書は、別記第1号様式とする。

第5 委託料の請求

契約書第11条に定める委託料の支払請求は、別記第2号様式及び第3号様式によるものとする。

なお、第2の1に関する業務の請求については第2号様式を使用し、請求額については、1件あたりの登録戸数又は1件あたりの追加登録戸数に該当する委託単価に、登録審査に関する業務件数をそれぞれ乗じて得た金額を合計し、その100分の10に相当する消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

2 第2の2に関する業務の請求については別記第3号様式とする。

3 北海道知事は、1及び2による委託料の請求を受けたときは、請求の日から30日以内に支払うものとする。

第6 調査等

受託者は、北海道が、契約書第9条の定めにより委託業務処理について調査等を行うときは、関係職員を調査等に立ち合わせ、また関係書類を提出するものとする。